

# 給与支払報告書（総括表）

## （１）様式（小矢部市独自様式）

<b>⑦ 給与支払報告書（総括表）</b> （宛先）小矢部市長 令和 7 年 月 日提出		追加 ・ 訂正	※	⑦指定番号 新規 ・ 継続
① 給与支払者の個人番号 又は法人番号（右詰）				
給 与 支 払 者	フリガナ			
	②名称 （氏名）	⑧事業種目		
	③所在地 （住所）	〒		⑨受給者 総人員
	④代表者の氏名	電話	小報 矢告 部人 分員	⑩特別徴収 （給与天引） 人 ⑪普通徴収 （退職者） 人 ⑫普通徴収 （退職者を除く） 人 ⑬合計 人
⑤ご担当 所属・氏名	所属等 氏名 電話	⑭納入書の送付 必要・不要		
⑥関与税理士等の氏名 及び電話番号	氏名 （電話	⑮年末調整の際、他社分給与を 含めていますか？ はい ・ いいえ （含む場合は、必ず個人別明細書の 摘要欄に必要事項を記載願います。）		

### ① 給与支払者の個人番号又は法人番号

法人の場合は「法人番号（13桁）」、個人事業主の場合は「個人番号（12桁）」を記載してください。

### ② 名称（氏名）

提出事業所が法人の場合は「事業所名」、個人事業主の場合は「個人名」を記載してください。個人事業主の方で屋号がある場合は、屋号を追加して記載してください。

### ③ 所在地

提出事業所の所在地（住所）を記載してください。

### ④ 代表者の氏名

給与支払者が法人である場合は、提出事業所の代表者について記載してください。②名称（氏名）欄に個人事業主の方で屋号のみ記載されていた方は、代表者の氏名を記載してください。

### ⑤ ご担当

担当者の所属及び氏名並びに電話番号を記載してください。提出された給与支払報告書の内容について疑義がある場合等、市から連絡させていただく際に確認ができる担当者の連絡先を記載してください。

**⑥ 関与税理士等**

税理士等が報告書を作成する場合は、問い合わせ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

**⑦ 指定番号**

小矢部市が指定した事業所指定番号を記載してください。  
(市町村によって異なります)。

**⑧ 事業種目**

事業の内容について記載してください。

**⑨ 受給者総人員**

令和7年1月1日現在において、給与の支払を受けている人の総人数（小矢部市以外にお住まいの従業員を含む。）を記載してください。

**※⑩から⑬は、小矢部市に対して給与支払報告書を提出する人について記載してください**

**⑩ 特別徴収（給与天引）**

令和7年6月分の給与から、市民税・県民税・森林環境税を給与天引きできる人の人数を記載してください。

**⑪ 普通徴収（退職者）・⑫ 普通徴収（退職者を除く）**

普通徴収は、退職者や乙欄（従たる給与であり、他の給与支払者（事業所）が市民税・県民税・森林環境税を特別徴収する人）の対象者、給与の支払いが不定期で特別徴収できない等特別な理由がある人が該当します。該当者がいる場合は、別紙の普通徴収該当理由書兼仕切書を記載して併せて提出してください。

普通徴収の対象となる人のうち、退職者については⑪に、退職者以外については⑫に人数を記載してください。

**⑬ 合計**

合計欄については、特別徴収と普通徴収となる人数の合計数（小矢部市に給与支払報告書を提出した人数と合致）を記載してください。

**⑭ 納付書の送付**

当市から特別徴収税額通知をお送りする際、納付書が不要の場合には「不要」を丸で囲んでください。

(2) 普通徴収該当理由書兼仕切書（小矢部市独自様式）

⑦ 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

市町村名	小矢部市	指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	給与等の支払が常時二人以下の <u>家事使用人のみ</u> に対してしかない	人
普B	他の事業所で、特別徴収を行っている	人
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない	人
普D	給与の支払が不定期	人
普E	退職又は退職予定	人
合 計（総括表⑪+⑫の人数と一致します。）		人

この仕切り紙は、特別徴収事業所が退職者や特別徴収ができない者の給与支払報告書と特別徴収をする者の給与支払報告書を区分する際に使用します。

「人数」欄

左側の普通徴収該当理由欄に当たる従業員の人数をそれぞれ記載します。なお、普Aの「家事使用人」とは、お手伝いさんやベビーシッターなど、家事一般に従事する労働者をいい、事業専従者とは異なりますのでご注意ください。

「合計」欄

人数の欄の合計を記載します。（総括表の普通徴収欄（⑪+⑫）の人数と一致します。）

平成29年度から、富山県内すべての市町村において個人住民税特別徴収の完全実施を行っております。普通徴収切替理由書の提出がない場合、又は理由に該当しない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。